へき地医療拠点病院の指定について

1 概要

社会医療法人加納岩 加納岩総合病院(以下「加納岩総合病院」という。)及び医療法人社団青虎会 ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院(以下「ツル虎ノ門病院」という。)から、へき地診療所への代診医の派遣(継続的な医師派遣も含む)の継続的な実施の計画を添えて、へき地医療拠点病院の指定申請がありました。

当該病院のへき地医療拠点病院の指定について、当審議会においてお諮りするものであります。

2 指定要件(へき地保健医療対策等実施要綱)

無医地区及び準無医地区を対象として、巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の次に掲げる事業(ア、イ又はカのいずれかの事業は必須)を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。

事 業		加納岩総合病院	ツル虎ノ門病院
ア	巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること	1	1
1	へき地診療所等への代診医等の派遣(継続的な医師派遣も含む)及び技術 指導、援助に関すること	計画有	計画有
ウ	特例措置許可病院への医師の派遣に関すること	_	_
エ	派遣医師等の確保に関すること	_	_
オ	へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること	1	-
カ	遠隔医療等の各種診療支援に関すること	_	_
+	総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関 すること	_	_
ク	その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業 に対する協力に関すること	_	_

3 これまでに指定を受けたへき地医療拠点病院

病院名	所在地	へき地医療支援事業
大月市立中央病院	大月市	巡回診療
	西八代郡 市川三郷町	巡回診療
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合 飯富病院	南巨摩郡 身延町	巡回診療
北杜市立塩川病院	北杜市	巡回診療

4 各病院の概要

(1) 加納岩総合病院

名称	社会医療法人加納岩 加納岩総合病院	
所在地	山梨県山梨市上神内川1309	
管理者	院長 浅利 泰広	
	外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、血管外科、乳腺・甲状腺外科、内	
診療科目	科、循環器內科、呼吸器內科、糖尿病內科、腎臓內科、消化器內科、神経內	
砂炼料日	科、リウマチ・膠原病内科、泌尿器科、皮膚科、形成外科、眼科、耳鼻咽喉	
	科、婦人科、麻酔科、リハビリテーション科	
病床数	160床(うち地域包括ケア病棟40床)	
開設年月日 昭和26年7月25日		

① 加納岩総合病院が医師派遣を行う小菅村診療所の概要

名称	小菅村診療所
所在地	山梨県北都留郡小菅村6027
開設者	小菅村長
診療科目	内科、小児科
病床数	無床
職員	医師1名、看護師及び准看護師1名
診療日	月~金
診療時間	月~金 9時~17時

「やまなし医療ネット」より

② 加納岩総合病院が行う医師派遣の概要

実施日	毎週金曜日 10時~14時
実施場所 小菅村診療所	
診療内容	神経内科、消化器外科、内科、整形外科

(2) ツル虎ノ門病院

名称	医療法人社団青虎会 ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院
所在地	山梨県都留市四日市場字瀬中188番地
管理者	院長 山口 孝治
診療科目	整形外科、外科、リハビリテーション科、脳神経外科、内科
病床数	3 7床
開設年月日	平成14年7月1日

① ツル虎ノ門病院が医師派遣を行う上野原市立病院附属秋山診療所の概要

名称	上野原市立病院附属秋山診療所
所在地	山梨県上野原市秋山7112番地
開設者	上野原市長
診療科目	内科、小児科、外科
病床数	無床
職員	医師1名、看護師及び准看護師1名
診療日	月、水、金
診療時間	月(9時~11時30分、14時~16時)、水・金(9時~11時30分)

「やまなし医療ネット」より

② ツル虎ノ門病院が行う医師派遣の概要

実施日	毎週水曜日 9時~12時	
実施場所	上野原市立病院附属秋山診療所	
診療内容	内科	

5 県の方針(案)

- ・本県には山間地などの容易に医療機関を利用することのできない地域が全 ての医療圏にあり、こうした地域に暮らす住民に対しても医療を提供して いく必要がある。
- ・申請書添付の計画書によると、今後ともへき地診療所への医師派遣を継続 する意思があると認められるため、県としても意向を尊重する。
- ・当該病院によるへき地支援は、県地域保健医療計画(へき地医療)の方針 とも合致することから、当該病院をへき地医療拠点病院に指定する。

|山梨県地域保健医療計画(へき地医療)(抜粋)|

へき地医療を担う医療機関等

- 本県では、無医地区等の医療を確保するため、へき地医療拠点病院(※3)の指定、へき地医療拠点病院が行う施設・設備整備や無医地区等に対する巡回診療への助成、へき地診療所(※4)が行う施設・設備整備への助成、過疎地域等特定診療所(※5)が行う施設・設備整備への助成を行い、へき地医療対策を進めています。
 - (※3)へき地医療を確保するため、無医地区等を対象とした巡回診療など、へき地における医療 活動を継続的に実施できると認められる病院で知事が指定する病院
 - (※4)概ね半径 4 kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1,000 人以上あり、かつ、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して〔通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で〕30 分以上の時間を要する場所にある診療所
 - (※5)過疎地域等に開設する眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療所